

請 求 人
請求代理人



小松島市監査委員 工 藤 誠 介

令和5年9月12日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、次の理由により、同条に定める要件を欠き不適法であり、これを却下することとしたので、その旨通知します。

1 本件請求の要旨

請求人及び請求代理人（以下「請求人等」という。）から提出された職員措置請求書（住民監査請求書）による請求の要旨は、次のとおりと認められる。

ゲートボール場整備を対象とした令和5年7月3日付け住民監査請求（以下「7月監査請求」という。）に関し、佐藤光太郎監査委員は、法第199条の2の規定により、同請求に係る監査から除斥されたが、監査結果の決定に先立つ同年8月24日、同委員は同請求の請求人及び請求代理人（以下「7月請求人等」という。）に対し、除斥しないと述べていた。また、同委員及び監査委員事務局長は、同じく7月請求人等に対し、工藤誠介監査委員に同請求に係る再監査の実施を働きかけると述べていた。これらの発言は、佐藤委員を除斥した事実と整合しない。同委員は、法第198条の3にある監査委員の服務に関する規定に反する不当な行為を行い、除斥制度を濫用して同請求に係る監査の実施を妨害したのであるから、同年7月3日から同年8月30日までの間の監査委員報酬を市に返還すべきである。

また、令和5年9月27日付けで提出された補正書により追加された請求の要旨は、次のとおりと認められる。

- (1) 7月監査請求の請求代理人は、同請求に係る住民監査請求書提出時から、

佐藤監査委員の除斥について主張していたにもかかわらず、令和5年7月13日、同委員は、同住民監査請求書を受理し、監査を執行した。また、同月24日の請求代理人陳述において、同請求代理人が同委員に対し「除斥の対象になるのでは」と述べ、工藤誠介監査委員も、同請求代理人に対する質問により、佐藤委員の除斥の判断を行っているにもかかわらず、同委員は陳述が終了するまで退席せず、監査を執行した。

- (2) 佐藤委員は除斥をせず、工藤委員に対し、7月監査請求に係る再監査を行うよう働きかけると陳述したが、監査委員の除斥の判断は、当該監査委員以外の監査委員が行うべきであるのに対して、当該請求に係る監査を行う監査委員として陳述をしたことは、除斥制度を濫用し、当該請求に係る監査の執行を実質的に妨害するものである。
- (3) 監査の途中で除斥原因の存在が判明した場合、当該監査委員を退席させなければならない。当該監査委員が関与した監査は、違法監査となる。
- (4) 佐藤委員は、議会選出の監査委員としての職責を果たそうともしていない。当該請求に係る監査を行う監査委員であると主張し続け、責任も取らないのであれば、監査委員報酬を返還すべきである。

また、令和5年10月6日付けで提出された補正書により追加された請求の要旨は、次のとおりと認められる。

- (1) 住民監査請求書に記載した、佐藤委員が行った妨害行為とは、具体的には、次のとおりである。
 - ア 7月監査請求の要件審理に加わり、当該請求を受理したこと。
 - イ 7月監査請求に係る請求代理人陳述の際、自身は除斥に該当しないと述べ、陳述の最後まで出席したこと。
 - ウ 令和5年8月24日に7月請求人等に対し、「自身の除斥は取り消す。また、工藤委員に対して、7月監査請求に係る再監査を行うよう働きかける。」と述べたこと。
- (2) 令和5年9月20日付け小監第69号により、佐藤委員による妨害行為によって監査の実施に具体的にどのような支障が生じたかを提示するよう求められたが、住民監査請求書及び同月27日付けで提出した補正書に記載した内容が具体的な支障である。

2 監査委員の判断

- (1) 住民監査請求制度の趣旨及び住民監査請求の要件

法第242条において規定される住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法若しくは不当な財務会計上の行為又はいわゆる怠る事

実があると認めるときに、当該普通地方公共団体が被った財産上の損害を補填し、又は損害を被ることを防止するため、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求めることができることとし、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とした制度である。

こうした趣旨から、住民監査請求の対象は財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為」という。)に限られており、これに該当しない行為の違法性又は不当性を対象とする請求は、原則、同条第1項が定める要件を欠く不適法な請求に当たるといわなければならない。

また、同項は、監査請求は、違法又は不当な財務会計行為があることを証する書面を添えてすべきものと規定する。このことから、住民監査請求制度は、住民監査請求の対象となる財務会計行為が具体的に特定されることを前提としているものと解される。したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であると解すべきである。(最高裁平成2年6月5日判決(平成元年(行ツ)第68号))

(2) 本件請求の適法性

本件請求における住民監査請求書及び補正書によれば、請求人等は、7月監査請求についての佐藤委員の除斥に係る対応に違法又は不当な点があり、同委員が当該請求に係る監査を妨害し、及び同委員が監査委員としての職責を果たしていないと主張し、これらを請求の理由としているものと解される。

監査委員の監査執行上の除斥について定めた法第199条の2の規定は、監査委員が自己等の一身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接の利害関係のある事件の監査を行うことを禁ずるものであるが、ある事件について同条の規定により委員が監査を行わないこととすること、あるいはその反対に、除斥とせず監査を行うこととすることは、いずれも法第242条第1項に規定する財務会計行為に当たらないことは言うまでもない。また、請求人等は、佐藤委員が7月監査請求の要件審査に加わっていたことや、同請求に係る請求代理人陳述から退席しなかったこと等によって7月監査請求に係る監査を妨害したと主張するが、直接・間接あるいは具体的・抽象的の別にかかわらず、同委員が当該請求に係る監査を妨害した事実はない。7月監査請求についての佐藤委員の除斥に係る対応の違法性又は不当性を理由とする請求は、財務会計行為

に当たらない行為を対象とする、乃至は、事実に基づかない、不適法な請求であると言わざるを得ない。

また、具体的な内容は明らかでないが、上記のとおり、請求人等は、佐藤委員が監査委員としての職責を果たしていないとも主張しているところ、監査委員の報酬は、法第203条の2においてその支給が規定されており、その性格は、委員が行う勤務に対する反対給付であるとされているのであるから、仮に佐藤委員について勤務の実態がなく、かつ、その間の報酬が支給されている事実があるのであれば、当該支給は違法であると言わなければならない。

これについて、本市監査委員の報酬は、「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、月額をもって支給すると規定されているのであるが、佐藤委員は、令和5年5月12日の就任日以降、法第235条の2第1項の規定により毎月実施している出納検査、法第233条第2項に定める決算審査等、所定の勤務を要する日には欠かさず勤務し、現に監査等の業務を行っているのであるから、その間の報酬については、法令に基づく前提として、市はこれを支給しなければならないのである。然るに、請求人等による請求は、監査委員としての職責を果たしていないとの主張を裏付ける具体的・客観的な根拠のみならず、その具体的態様すら示していない。監査の対象を監査の実施に必要な程度に具体的に摘示しないと断じざるを得ないかかる請求は、法第242条第1項に規定する要件を欠いた不適法な請求であると判断するほかない。

(3) 結論

以上により、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。

以上

なお、請求人は、この却下に不服があるときは、法第242条の2の規定により、この通知があった日から30日以内であれば住民訴訟を提起することができます。